



# 宮 崎 県 公 報

平成19年2月13日(火曜日) 第 1853 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁	○入札公告..... 7
○保安林の指定予定の通知..... (自然環境課) 1		病院局公告
○道路の区域の変更 (9 件) ..... (道路保全課) 1		○入札公告 (4 件) ..... 8
○道路の供用の開始 (9 件) ..... ( " ) 3		公安委員会規則
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) 5		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則.....11
○臨港地区の指定..... (港湾課) 6		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....11
公 告		雑 報
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件)(生活・文化課) 6		○一ツ葉有料道路の料金及び徴収期間の変更の公告.....12
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請... ( " ) 7		
○公共測量の実施の通知..... (管理課) 7		

## 告 示

### 宮崎県告示第 105号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字八代南侯字新村1684-1・1685・1705(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1686-1、1703-4、1704、1707、1711-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 106号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字広原字柳 3 69番 3 地先から同市同大字同字 3 70番 1 地先まで	旧	9.8 ~ 10.8	61.5
				新	11.5 ~ 12.2	

### 宮崎県告示第 107号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 68号	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字大眠3180番56地先から同郡同町同大字同字3177	旧	10.6 ~ 44.5	419.0
				新	11.3 ~ 44.5	

			番42地先ま で			
--	--	--	-------------	--	--	--

**宮崎県告示第 108号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 566 番78地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 566番72 地先まで	旧	5.0 ～ 15.2	182.0
				新	16.0 ～ 24.4	182.0

**宮崎県告示第 109号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 566 番92地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 566番92 地先まで	旧	5.2 ～ 8.4	135.0
				新	17.0 ～ 22.0	135.0

**宮崎県告示第 110号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	大保下 首木停 車場線	延岡市北方 町板下字片 地戎67番 1 地先から同 市同町板下 同字戎66番 1 地先まで	旧	11.0 ～ 24.6	41.0
				新	20.6 ～ 31.0	41.0

**宮崎県告示第 111号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
340	県道	大戸野 清武線	宮崎郡清武 町大字今泉 字宮ノ前丙 1549番 8 地 先から同郡 同町同大字 字梅薮乙15 66番 1 地先 まで	旧	4.6 ～ 21.8	2355.0
				新	4.6 ～ 21.8	2355.0
					10.5 ～ 25.0	2316.0

**宮崎県告示第 112号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
370	県道	細江浮 田線	宮崎市大字 浮田字西田 1951番地先 から同市同 大字字柳迫 1506番地先 まで	旧	10.5 ～ 15.0	351.0
				新	15.0 ～ 20.5	351.0

## 宮崎県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字西麓字上大迫427番1地先から同郡同町同大字同字413番1地先まで	旧	9.5 ~ 12.5	148.0
				新	13.0 ~ 20.7	148.0

## 宮崎県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
414	県道	有水高原線	西諸県郡高原町大字後川内字土地4053番19地先から同郡同町同大字東ノ原4837番1地先まで	旧	6.5 ~ 24.0	532.0
				新	13.5 ~ 48.0	514.5

## 宮崎県告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道219号	宮崎市大字広原字柳369番3地先から同市同大字同字370番1地先まで	平成19年2月13日

## 宮崎県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道268号	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字大眠3180番56地先から同郡同町同大字同字3177番42地先まで	平成19年2月13日

## 宮崎県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月13日から平成19年2月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申566番78地先から同市同町下鹿川同字申566番72地先まで	平成19年2月13日

**宮崎県告示第 118号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申 566番92地先から同市同町下鹿川同字申 566番92地先まで	平成19年 2 月13日

**宮崎県告示第 119号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町板下字片地戎67番 1地先から同市同町板下同字戎66番 1地先まで	平成19年 2 月13日

**宮崎県告示第 120号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
340	県道	大戸野清武線	宮崎郡清武町大字今泉字宮ノ前丙 1549番 8地先から同郡同町同大字字梅藪乙1566番 1地先まで	平成19年 2 月13日

**宮崎県告示第 121号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字浮田字西田 1951番地先から同市同大字字柳迫 1506番地先まで	平成19年 2 月13日

**宮崎県告示第 122号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字西麓字上大迫 427番 1地先から同郡同町同大字同字 413番 1地先まで	平成19年 2 月13日

## 宮崎県告示第 123号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月13日から平成19年 2 月27日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字土地 4053番19地 先から同郡 同町同大字 字東ノ原48 37番 1 地先 まで	平成19年 2 月13日

## 宮崎県告示第 124号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1

## (1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字加江田字深田3838- 3
2	〃 〃 〃 4050- 1
3	〃 〃 〃 4051
4	〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 鳥居越4052
6	〃 〃 〃 深田3837
7	〃 〃 〃 3838
8	〃 〃 〃 3841- 1

2

## (1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字清水字朝喰 326- 1
2	〃 〃 〃 大尾田 284- 2

3	〃 〃 〃 284- 1
4	〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 朝喰 325- 1
6	〃 〃 〃 326- 1

3

## (1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字上三財字困3686
2	〃 〃 〃 3675- 1
3	〃 〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 3673
5	〃 〃 〃 3670
6	〃 〃 〃 〃
7	〃 〃 〃 3671
8	〃 〃 〃 〃
9	〃 〃 〃 3695
10	〃 〃 〃 3696- イ
11	〃 〃 〃 3696- ロ
12	〃 〃 〃 3690- 1

4

## (1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱11号を結んだ線より囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字三納字山之蒸9903
2	〃 〃 〃 9902
3	〃 〃 〃 9932
4	〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 9934
6	〃 〃 〃 上吉田9935- ロ
7	〃 〃 〃 9935- イ
8	〃 〃 〃 9936
9	〃 〃 〃 山之蒸9933- 3
10	〃 〃 〃 9934
11	〃 〃 〃 9931- 1

5

## (1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市浦城町 688
2	〃 〃 〃
3	〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 679
5	〃 〃 〃 665
6	〃 〃 〃 618- 1

7	〃	〃	〃
8	〃	〃	662-1
9	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃
11	〃	〃	668-2
12	〃	〃	675-1

6

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を平成14年宮崎県告示第 140号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市高千穂通り3858-9
2	〃 〃 〃
3	〃 〃 〃
4	〃 〃 〃
5	〃 〃 〃
6	〃 〃 〃
7	〃 富美山町83-904

7

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域 (ただし、昭和58年宮崎県告示第 306号で指定した土地の区域を除く)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市赤水町 529-4
2	〃 〃 〃 530-1
3	〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 531
5	〃 〃 〃
6	〃 〃 〃 534-1
7	〃 〃 〃
8	〃 〃 〃 530-3

8

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域 (ただし、昭和45年宮崎県告示第 249-18号で指定した土地の区域を除く)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡北川町大字川内名字柚ヶ内前1031-3
2	〃 〃 〃 〃 若藪山 966-15
3	〃 〃 〃 〃 〃 963-5
4	〃 〃 〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 〃 〃 968-1
6	〃 〃 〃 〃 〃 969-1
7	〃 〃 〃 〃 柚ヶ内前1017
8	〃 〃 〃 〃 〃 〃
9	〃 〃 〃 〃 〃 1020

10	〃	〃	〃	〃	1022
11	〃	〃	〃	〃	1030
12	〃	〃	〃	〃	〃

宮崎県告示第 125号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第38条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県告示第1016号で告示した臨港地区の指定を次のとおり変更したので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 臨港地区の区域

延岡市北浦町市振上直海及び下直海の各一部並びに上直海及び下直海の地先公有水面の一部、古江宇和路、古江浜及び鶴山の各一部並びに宇和路、古江浜及び鶴山の地先公有水面の一部並びに古江阿蘇東谷及び阿蘇西谷の各一部並びに阿蘇東谷及び阿蘇西谷の地先公有水面の一部

2 臨港地区の区域の縦覧場所

宮崎県土木部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年 2 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 1 月 17日	特定非営利活動法人 ふぁむ・ふぁーむ	渡邊 幸子	宮崎県西都市大字三宅7075番地46	この法人は、精神・知的などの障害者 (児)、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者 (児) が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者 (児) 福祉の向上と障害者 (児) の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的

とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年1月30日	特定非営利活動法人 つくしんぼ	金丸 イツ子	宮崎県延岡市永池町2丁目8の4	この法人は、障害者が安心して生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年1月17日	特定非営利活動法人 広域障害者連絡協議会	紙屋 周平	宮崎県小林市大字細野1597番地7	この法人は、障害者自身が中心となり、障害者・高齢者及び心身に一時的に障害を負った人々の、安全で快適な生活環境の確保と自立就業へのアドバイスと事業を行い、もって広く地域福祉に寄与することを目的とします。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県土地改良事業団体連合会から次のとおり通知があった。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類  
公共測量(農業農村基盤地図作成:地形図1/2500)
- 2 作業期間  
平成19年1月31日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域  
宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、北郷町、南郷町、三股町、国富町、綾町、新富町、木城町、川南町、都農町、北川町、高千穂町

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務名及び数量 宮崎港曳船作業業務(以下「本業務」という。)一式
  - (2) 業務の概要 宮崎港曳船作業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び入札説明書による。
  - (3) 履行期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - (4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。  
ア 名称 宮崎港  
イ 所在地 宮崎市港
  - (5) 入札方法 本業務において入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 平成18年宮崎県告示第201号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
  - (2) 仕様書に定める海技士の有資格者を運行要員とすることができる者であること。
  - (3) 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港1丁目18番地 郵便番号880-0858 電話番号0985(24)6224
  - (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年2月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 入札説明書の交付場所等
  - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課
  - (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年2月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
  - (3) その他 設計図書は、宮崎県中部港湾事務所総務課において、7の入札参加資格確認の結果の通知日以降、入札執行日の前日まで、入札参加資格があると認められた者に、実費相当額徴収の上で交付する。
- 5 入札説明会の場所及び日時

<p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所</p> <p>(2) 日時 平成19年2月19日午後2時</p> <p>6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県中部港湾事務所総務課</p> <p>(2) 提出期限 平成19年2月27日午後5時15分</p> <p>(3) 提出方法 持参により提出すること。</p> <p>7 入札参加資格確認の結果の通知</p> <p>入札参加資格確認の結果は、平成19年3月13日までに通知する。</p> <p>8 入札及び開札の場所等</p> <p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所</p> <p>(2) 日時 平成19年3月28日午後2時</p> <p>(3) 入札書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送による場合は、3(1)の場所に平成19年3月27日午後2時までに必着のこと。</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>(2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(3) 提出書類において不正があった入札</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港1丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985(24)6224</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とする。</p> <p>(3) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be required: Tugboat work business in the Miyazaki Port</p> <p>(2) Time limit for tender:5:15p.m. 27 February 2007</p> <p>(3) Contact point for the notice:Central Area Port Authority Office, Miyazaki Prefectural Government, 1-18 Minato, Miyazaki City, 880-0858, Japan, TEL:0985-24-6224</p>	<p>平成19年2月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県病院局長 植木 英 範</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 A重油 J I S 1種 2号 415キロリットル（予定数量）</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期間 平成19年4月1日から平成19年6月30日まで</p> <p>(4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成18年宮崎県告示第201号に規定する資格を有する者で、営業種目が燃料類、種目が石油製品のものであること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成19年3月16日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062</p> <p>(2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後4時まで。）</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東1丁目9番10号</p> <p>(2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後4時まで。）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課</p> <p>(2) 提出期限 平成19年3月26日 午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁6号館2階会議室 623号室</p> <p>(2) 日時 平成19年3月27日 午前11時</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p>
---	---

**病院局公告**

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。



- 10 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課経営企画担当  
宮崎市橘通東 1 丁目 9 番10号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7062
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Heavy Oil JIS Class 1 No. 2. 415 kl (approximate quantity)
- (2) Deadline for submitting a bid: 5:00 p.m. on 26 March, 2007
- (3) Contact: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10, Tachibanadori Higashi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7062
- 
- 入札公告**
- 一般競争入札を次のとおり実施する。  
平成19年2月13日  
宮崎県立宮崎病院長 豊田 清 一
- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務件名及び数量 県立宮崎病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町 5 番30号
- (5) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の5に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱 (昭和54年宮崎県告示第41号) に基づき清掃業務の一般競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- イ 平成16年4月1日から平成18年12月31日までの間に一契約当たり契約金額 2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。
- ウ 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年3月6日までに提出しなければならぬ。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立宮崎病院総務課 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 4 入札説明書の交付
- (1) 場所 県立宮崎病院総務課
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室 宮崎市北高松町 5 番30号
- (2) 日時 平成19年3月5日午前10時30分
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課
- (2) 提出期限 平成19年3月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては書留郵便に限る。) により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室 宮崎市北高松町 5 番30号
- (2) 日時 平成19年3月27日午前10時30分
- 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
県立宮崎病院総務課 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the services required: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 26 March, 2007
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsu-cho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510

Japan. TEL:0985-24-4181

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月13日

県立延岡病院長 中 原 荘

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務内容及び数量 県立延岡病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
- (5) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)に基づき清掃業務の一般競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - イ 平成16年4月1日から平成18年12月31日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。
  - ウ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年3月15日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院総務課整備係 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付

- (1) 場所 県立延岡病院総務課整備係
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院2階研修室1 延岡市新小路2丁目1番地10
- (2) 日時 平成19年3月14日午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務係
- (2) 提出期限 平成19年3月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)

により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院2階研修室1 延岡市新小路2丁目1番地10
- (2) 日時 平成19年3月27日午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務係 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required:Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender:5:00 p.m. 26 March, 2007
- (3) Contact point for the notice:General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkoji Nobeoka- City, Miyazaki, 882-0835 Japan. T E L : 0982-32-6181

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月13日

県立日南病院長 脇 坂 信一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務内容及び数量 県立日南病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)に基づき清掃業務の一般競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 平成16年4月1日から平成18年12月31日までの間に一契約当たり契約金額 2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。

ウ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年3月6日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備係 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(21)1627
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備係
- (2) 期間 平成19年2月13日から平成19年3月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 平成19年3月2日午前10時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備係
- (2) 提出期限 平成19年3月27日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 平成19年3月28日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院医事課財務係 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(21)1629

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required:Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender:5:00 p.m. 27 March, 2007
- (3) Contact point for the notice:Finance Section, Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL:0987-21-1629

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月十三日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文雄

宮崎県公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則(昭和六十年宮崎県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二地域の欄中「北方町」の下に「北川町」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年三月三十一日から施行する。

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月十三日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文雄

宮崎県公安委員会規則第二号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和五十六年宮崎県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「吏員」を「事務職員」に改める。

第五条第四項中「又は吏員」を「事務職員又は技術職員」に改める。

第十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 探偵業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること。

第十五条第二項から第五項までを次のように改める。

2 捜査第一課に刑事企画指導室を置く。

3 刑事企画指導室においては、刑事警察運営の企画、刑事関係法令等の研究、渉外及び共助、犯罪統計、公判対応、刑事指導、刑事教養、刑事研修並びに性犯罪捜査に関する事務をつかさどる。

4 刑事企画指導室に刑事企画指導室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 刑事企画指導室長は、上司の命を受け、刑事企画指導室の事務を掌理する。

第十二条第二項中「吏員」を「技術職員」に改める。

第十三条第四項中「吏員」を「事務職員」に改める。

第三十二条第二項中「吏員」を「事務職員又は技術職員」に改める。  
 第三十四条の二第二項中「吏員」を「事務職員」に改める。  
 第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第四項中「又は吏員」を「事務職員又は技術職員」に改める。  
 第三十七条第一項中「事務吏員、技術吏員その他の職員」を「その他所要の職員」に改める。  
 第三十九条第五項及び第八項中「又は吏員」を「事務職員又は技術職員」に改める。  
 第四十一条第五項中「吏員」を「事務職員」に改める。  
 第四十二条第一項中「事務吏員」を「事務職員」に改める。  
 別表を次のように改める。

別表 (第三十七条関係)

職	職制又は職制上の職
事務職員又は技術職員	課長、施設管理官、交通管制官、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師
技能職員	運転技能員 整備技能員 通信技能員 印刷技能員 汽かん技能員
労務職員	用務員

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は同年二月十四日から、第十一条の改正規定は同年六月一日から施行する。

雑 報

宮崎県道路公社公告第 1 号

一ツ葉有料道路の料金の額及び徴収期間を次のとおり変更し、平成19年4月1日から適用するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する。

平成19年2月13日

宮崎県道路公社理事長 城 倉 恒 雄

1 料金の額 (通行1回当たり単位円)

車両の種類	全 線	一 期 区 間			二期区間
		全 線	一 部 区間A	一 部 区間B	
普通車	400	200	150	100	200
大型車 (I)	600	300	200	150	300
大型車 (II)	1,400	700	500	350	700
軽自動車等	300	150	100	100	150
軽車両等	40	20	20	10	20

(1) 一期区間とは、宮崎市昭栄町から宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。

- (2) 一部区間Aとは、宮崎市昭栄町から山崎インターまでの区間及び山崎インターから宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。
  - (3) 一部区間Bとは、山崎インターから住吉インターまでの区間及び住吉インターから宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。
  - (4) 二期区間とは、宮崎市田代町から宮崎市大字郡司分までの区間をいう。
  - (5) 宮崎市昭栄町から住吉インターまでの区間の料金は、一期区間の全線料金と同一とする。
- 2 料金の徴収期間  
 昭和49年4月2日（供用開始日）から平成32年2月28日まで